

【 目 次 】

1 趣旨	・・・p.1
2 届出することができる人	・・・p.2
3 届出に必要なもの	・・・p.3
4 交付までの流れ	・・・p.4
5 届出受理証明書の再交付について	・・・p.5
6 届出内容の変更について	・・・p.6
7 届出受理証明書の返還について	・・・p.7
8 子の氏名の削除について	・・・p.8
9 Q&A	・・・p.9,10

1 趣旨

阿南市では、「阿南市人権尊重のまちづくり条例」（平成17年阿南市条例第19号）の理念に基づき、全ての市民がお互いの人権を尊重し合い、多様性を認めあい、全ての人の人権が尊重される明るく住みよい阿南市の実現を目指しています。

阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、誰もがありのままに尊重され、認められる社会をつくるために、性的マイノリティのカップルやその子どもを含めた家族の関係を市が尊重する制度です。法的効力が発生するものではありませんが、本制度の導入により当事者の生きづらさが少しでも軽減され、パートナーシップ・ファミリーシップが尊重される取り組みが社会的に広がることを期待しています。

2 届出することができる人

パートナーシップ・ファミリーシップの届出をされる方が次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 一方又は双方が性的マイノリティである2人が互いを人生のパートナーとして尊重し、協力し合う継続的な関係であること。
- (2) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 届出をしようとする者のいずれかが市内に住所を有していること。（市内への転入を予定している場合も含む。）
- (4) 双方に配偶者がいないこと。
- (5) 相手方以外の者とパートナーシップ等を形成していないこと。
- (6) パートナーシップの届出をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族をいう。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。
- (7) ファミリーシップの届出をしようとする者においては、パートナーシップにある者が一方又は双方の未成年の子と生計を同一にしていること。
ただし、未成年の子が15歳以上である場合は、未成年の子は届出に自署しなければならない。

3 届出に必要なもの

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号）
- (2) 住民票の写しその他の現住所を証する書類（届出日前3か月以内に発効されたものに限る。）市内への転入を予定している者は、その事実を確認することができる書類。
- (3) 個人番号カード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、資格証明書等、届出をしようとする者の顔写真が貼付されているもの。
- (4) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、婚姻要件具備証明書、その他の配偶者がいないことを証する書類（届出日前3か月以内に発効されたものに限る。）
- (5) ファミリーシップの届出者は、届出者の一方の未成年の子と確認できる証明書及び届出者の一方又は双方と生計を同一にしている事実が確認できる書類。※住民票の写し等
- (6) その他市長が必要と認める書類

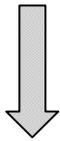
【通称名の使用を希望される人へ】

届出その他手続きには、戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することができます。通称名を使用する者は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認できる書類を提示しなければなりません。

4 交付までの流れ

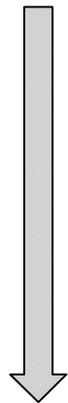
事前予約、届出、交付等各手続きに関する受付は、平日午前8時30分から午後5時までです。（土日・祝日・年末年始は受付できません）

① 電話で届出日時を事前予約



原則希望する届出日の10日前までに、事前に人権・男女共同参画課までご連絡ください。届出の日時や届出書類の確認等を行います。

② パートナーシップ・ファミリーシップ届出書の届出



- 一方または双方が阿南市在住の場合
事前予約した届出日に必要書類をお持ちの上、人権・男女共同参画課窓口までお越しください。
- 双方が阿南市に転入予定の場合 ※転入予定日の3カ月前から届出可能です。
事前予約した届出日に必要書類をお持ちの上、人権・男女共同参画課窓口までお越しください。届出時に本人確認を行います。転入予定者受付票（様式第3号）は、即日発行ができないため後日連絡いたします。

③ 届出受理証明書の交付

※届出受理証明書の即日発行はできないため後日連絡します。その際に受取日の調整を行います。

- 一方または双方が阿南市在住の場合
必要書類を審査し、要件を満たしている場合は届出者に対し届出受理証明書（様式第2号）を交付します。
- 双方が阿南市に転入予定の場合
転入予定者受付票の交付を受けた方は、原則として、転入予定日から14日以内に、住民票の写し等を提出してください。この場合において、届出者のいずれかが市内に住所を有することが確認できたときは、転入予定者受付票を返還していただき、届出受理証明書（様式第2号）を交付します。

5 届出受理証明書の再交付について

次のいずれかに該当するときは、届出受理証明書の再交付が可能となります。

- (1) 届出受理証明書を紛失し、毀損し、又は汚損したとき
- (2) その他特別な事情があると市長が認めたとき

【届出受理証明書再交付申請時必要書類】

紛失したとき・・・届出受理証明書再交付申請書（様式第4号）

毀損、又は汚損したとき・・・届出受理証明書再交付申請書（様式第4号）、届出受理証明書

○再交付手続き○

事前予約、届出、交付等各手続きに関する受付は、平日午前8時30分から午後5時までです。（土日・祝日・年末年始は受付できません）

再交付申請書等の届出

届出者本人（一人でも可）が 阿南市人権・男女共同参画課まで来所してください。届出時に本人確認を行います。



申請書内容確認



再交付

※再交付日に本人確認ができる書類をお持ちください。

6 届出内容の変更について

次のいずれかに該当するときは、届出事項変更届（様式第5号）を提出し、届出内容の変更をしてください。

- (1) ファミリーシップが解消されたとき。
- (2) 届出者のいずれかに氏名の変更があったとき。
- (3) 届出者いずれかに住所の変更があったとき。
- (4) 届出に記載した子が成年に達したとき。

【届出事項変更届提出時必要書類】

- (1),(4)に該当するとき・・・届出事項変更届（様式第5号）、届出受理証明書
- (2)に該当するとき・・・届出事項変更届（様式第5号）、届出受理証明書、氏名の変更があった戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は通称名を証明する公的機関からの郵便物等の書類
- (3)に該当するとき・・・届出事項変更届（様式第5号）、転入又は転居した者の住民票の写し等

○届出事項変更手続き○

事前予約、届出、交付等各手続きに関する受付は、平日午前8時30分から午後5時までです。（土日・祝日・年末年始は受付できません）

届出事項変更届等の届出

届出者本人（一人でも可）が、阿南市人権・男女共同参画課まで来所してください。届出時に本人確認を行います。

届出内容確認

再交付

※届出事項に変更があった場合は、特記事項欄に届出事項変更届出日が記載されます。
※再交付日に本人確認ができる書類をお持ちください。

7 届出受理証明書の返還について

次のいずれかに該当するときは、届出受理証明書返還届（様式第6号）を提出し、届出受理証明書を返還してください。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 当事者の一方が死亡したとき。
- (3) 双方が市外に転出したとき。
- (4) 第3条第3号又は第4号に該当しなくなったとき。

【届出受理証明書返還届提出時必要書類】

- ・本人確認書類
- ・届出受理証明書等返還届（様式第6号）
- ・届出受理証明書（様式第2号）

○返還手続き○

事前予約、届出、交付等各手続きに関する受付は、平日午前8時30分から午後5時までです。（土日・祝日・年末年始は受付できません）

届出受理証明書返還届等の届出

届出していただく日時を決め、必要書類を確認します。届出者本人（一人でも可）が阿南市人権・男女共同参画課まで来所してください。届出時に本人確認を行います。

※受理証明書を返還した者が希望する場合は、届出受理事実証明書（様式第7号）を交付します。

※届出受理証明書返還届の提出があった場合は、遅滞なく、当該届出を受理した旨を届出者双方に通知します。

※返還日に本人確認ができる書類をお持ちください。

8 子の氏名の削除について

パートナーシップ・ファミリーシップの届出書に基づき、届出受理証明書に氏名を記載された子は、満15歳に達した日以後に、申立書（様式第8号）を提出することにより、当該記載された子の氏名を届出受理証明書から削除するよう申し立てることができます。

申立書が提出されたときは、記載された子の氏名を削除した届出受理証明書を再交付します。

～「カミングアウト」と「アウティング」について～

★カミングアウトとは、自分の性自認・性的指向を自覚し、本人が自ら他人に開示することを指します。カミングアウトをするかどうかは個人のプライバシーに関わることであり、本人が選択するものです。そのため、本人が了承していない範囲の人に話してはいけません。また、周囲の理解がすすんでいない中でカミングアウトはすることは、非常に困難であり、支援を必要とする人が支援を受けられない可能性があることに留意する必要があります。

★アウティングとは、ある人の性的指向・性自認・性表現を本人の了承がないまま、第三者に暴露する行為を指します。善意のもと行われたとしても、本人の意図しないところで話すことはアウティングにあたり、本人にとっては非常に不本意なことです。第三者に話す必要がある場合は、必ず事前に本人に説明をして了承を得なければなりません。ただし、本人の生命に関わる等の緊急時にはこの限りではありません。

9 Q&A

Q. 性的マイノリティとは何ですか？

A. 性的マイノリティとは、性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が出生時と異なる人をいいます。

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかをいいます。自分が性愛の対象とするのは異性なのか、同性なのか、あるいは性別に関わりなく性的魅力を感じ恋愛対象とするのかということです。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているかをいい、心の性ともいわれます。自身のことを男性または女性と認識している人もいれば、心と体の性が一致していない人、どちらにもあてはまらない人もいます。

Q. 届出は同性のパートナーしかできないのですか？

A. 届出の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず届出することができます。パートナーシップは一方又は双方が性的マイノリティであることが要件のため、事実婚の方は届出できません。

Q. パートナーシップ・ファミリーシップ制度の届出受理証明書の発行には、費用はかかりますか？

A. 届出書の提出や届出受理証明書の交付も無料です。ただし、届出の際に提出していただく必要書類（住民票の写し等）の発行手数料は自己負担となります。

Q. 届出書類はどこで手に入れることができますか？

A. 阿南市役所人権・男女共同参画課窓口及び阿南市ホームページで手に入れることができます。

Q. 通称名を使用できますか？

A. できます。通称名を使用する場合は、その通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類を届出時に提示してください。交付する届出受理証明書は中面に通称名と戸籍上の氏名が記載されたものとなります。

Q. 届出受理証明書は即日発行されますか？

A. 届出受理証明書の即日発行はできないため、後日連絡します。その際に受取日の調整を行います。転入予定の人は届出は可能ですが、届出受理証明書の交付は後日となります。

Q. 届出書の記入の代筆は認められますか？

A. 文字を書くことが困難な場合に、ご本人の意思確認ができれば代筆でも可能です。

Q. 届出書を郵送して、届出受理証明書も郵送してもらうことは可能ですか？

A. 届出書の郵送での受付は可能です。ただし、届出受理証明書は原則お2人が揃って来庁したときのみ交付します。来庁が困難な場合はご相談ください。

Q. 養子縁組をしていますが、届出できますか？

A. 可能です。法的な関係を築いた方でも、制度を使っていただけるよう、養子縁組によって近親者になった者は除く項目がございます。

Q. 交付された届出受理証明書は、公的な本人書類として使用できますか？

A. 使用できません。お2人がパートナーシップ・ファミリーシップ関係であると届出されたことを証明するものです。

【 お問い合わせ 】

徳島県阿南市富岡町トノ町 12 番地 3
阿南市役所 5階 人権・男女共同参画課

電話 (0884) 22-3094 ファクシ (0884) 22-4785
E-mail : jinken@anan.i-tokushima.jp